

# 平成25年第3回川崎市議会定例会

## 専決処分報告資料

市長専決処分第6項 訴えの提起について

市長専決処分第6項 和解について

**【まちづくり局】**

# 報告 訴えの提起について

## 1 被告[家賃滞納者]

	区分	被告の氏名	居住の開始	使用の承継
1	滞納者	***	H14. 6. 1	—
2	滞納者	***	H17. 12. 17	H21. 3. 3
3	滞納者	***	H18. 12. 8	—
4	滞納者	***	H 9. 2. 1	—
5	滞納者	***	H21. 12. 1	H22. 4. 1
6	滞納者	***	S 62. 12. 15	H 5. 4. 20
7	滞納者	***	S 60. 8. 1	—
8	滞納者	***	H11. 6. 10	—

\* 1 未払月数 10箇月分～39箇月分

\* 2 未払家賃の額 149, 516円～1, 398, 541円

## 2 市営住宅の明渡しを求める対象者

市の納付指導にもかかわらず家賃を納付しない滞納者のうち、家賃を3箇月分以上滞納し、明渡請求以外に滞納解消が図れない者

## 3 市営住宅の明渡手続の主な経過

- ・川崎市営住宅等明渡請求審査会に付議し、市営住宅明渡請求予告通知書を送付し、完納しない場合は、明渡しを請求する旨を通知したが、納付がなされなかった。
- ・市営住宅明渡請求書を送付し、賃貸借契約を解除し、市営住宅を明け渡すよう請求した。
- ・退去の意思が認められないことから、建物明渡請求の訴えを提起した。

	予告通知年月日	明渡請求通知年月日	明渡期限	訴え提起年月日
1	H23. 7. 15	H24. 7. 13	H24. 10. 25	H25. 7. 19
2～7	H25. 2. 8	H25. 3. 29	H25. 7. 5	H25. 7. 19
8	H24. 10. 19	H25. 3. 29	H25. 7. 5	H25. 7. 19

## 4 訴え提起件数

平成23年度 55件、平成24年度 44件、平成25年度（8月） 21件

# 報告 和解について

## 1 相手方及び和解内容

	相手方	未払状況		支払計画		家賃月額
		未払月数	未払家賃	回数	分割支払月額 (内) 最終回	
1	***	41 箇月分	1,094,800 円	22 回	50,000 円 (44,800 円)	27,900 円
2	***	13 箇月分	570,300 円	39 回	15,000 円 (300 円)	52,300 円
3	***	18 箇月分	321,600 円	17 回	20,000 円 (1,600 円)	15,100 円
4	***	21 箇月分	602,900 円	31 回	20,000 円 (2,900 円)	29,500 円
5	***	22 箇月分	449,700 円	30 回	15,000 円 (14,700 円)	26,000 円
6	***	27 箇月分	1,047,300 円	42 回	25,000 円 (22,300 円)	33,100 円
7	***	54 箇月分	1,556,600 円	52 回	30,000 円 (26,600 円)	55,000 円
8	***	12 箇月分	877,200 円	59 回	15,000 円 (7,200 円)	89,300 円
9	***	20 箇月分	611,400 円	31 回	20,000 円 (11,400 円)	30,700 円
10	***	9 箇月分	518,500 円	35 回	15,000 円 (8,500 円)	28,100 円
11	***	58 箇月分	2,441,400 円	62 回	40,000 円 (1,400 円)	27,800 円
12	***	24 箇月分	931,000 円	47 回	20,000 円 (11,000 円)	0 円
13	***	17 箇月分	945,400 円	24 回	40,000 円 (25,400 円)	32,900 円
14	***	28 箇月分	1,207,400 円	49 回	25,000 円 (7,400 円)	32,700 円

## 2 即決和解

当事者間の法的な紛争について、合意に達する見込みのあるとき、簡易裁判所に対して、請求の趣旨、原因、争いの実情を示して申し立てを行い、簡易裁判所の仲介によって和解を成立させる手続きである。(民事訴訟法第275条第1項)

和解が成立すると和解調書が作成され、この和解調書の記載は、確定判決と同一効果がある。

## 3 和解理由

相手方は、本件市営住宅の家賃を長期間滞納しており、未払家賃の一括支払が困難であるが、居住の継続を希望しており、即決和解したい旨の申出があったため。

## 4 管轄裁判所

川崎簡易裁判所

## 5 和解成立件数

平成23年度 19件、平成24年度 59件、平成25年度(8月) 14件